

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第 9 号

京都市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所長委任規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市土木みどり事務所長委任規則

第1条各号列記以外の部分中「土木事務所長」を「土木みどり事務所長」に改め、同条第3号アからキまで以外の部分、第4号及び第13号中「土木事務所」を「土木みどり事務所」に改め、同条中第16号及び第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、同条第20号中「土木事務所」を「土木みどり事務所」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第21号を第19号とし、第22号を第20号とする。

第2条中「行なう」を「行う」に、「土木事務所長」を「土木みどり事務所長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の京都市土木事務所長委任規則第1条に規定する土木事務所長（以下「所長」という。）がした京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第3条による許可若しくは条例第12条の3第1項による使用料の減免で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に所長に対してなされた条例第3条による許可若しくは条例第12条の3第1項による使用料の減免の申請で、施行日以後において市長が処理することとなる事務に係るものは、市長のした処分又は市長に対してなされた申請とみなす。

(行財政局人事部人事課)